

第2期
芽室町
男女共同参画
基本計画

平成23年4月 芽室町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 条例及び基本計画制定の経緯	1

第2章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的	2
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の性格	2
(4) 計画の構成	2
(5) 計画の体系	3

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ

基本的人権を基盤とした男女共同参画の「意識づくり」	4
---------------------------	---

基本目標Ⅱ

男女が共に生き生き暮らせる「環境づくり」	13
----------------------	----

基本目標Ⅲ

男女共同参画による「まちづくり」	21
------------------	----

用語解説	26
------	----

参考資料

男女共同参画社会の実現に向けた世界・国・北海道の動き	28
芽室町男女共同参画推進条例について	32
まちづくりに関する住民意識調査結果	37

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

少子高齢化など私たちの生活を巡る状況が変化していく中で、男女が、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる場において、それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりが必要となっています。

本町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年4月に「芽室町男女共同参画推進条例」を制定するとともに、条例に基づき「第1期芽室町男女共同参画基本計画（平成17年度～平成22年度）」を策定し、様々な施策を推進してきました。

この間、国においては、平成17年に第2次、平成22年には第3次の男女共同参画基本計画が策定され、北海道においても、平成20年に第2次北海道男女平等参画基本計画が策定され、男女共同参画の推進に関連する法令や制度等の整備が進められたところで

す。とりわけ法令の整備の面では、平成19年に「男女雇用機会均等法」、平成20年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、さらに平成22年には「育児・介護休業法」の一部が改正されるなど、その充実が図られてきました。しかし、一方では、未だ性別で役割を決めてしまう考え方が根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女の仕事と生活の調和など、多くの課題が残されています。

このため、これまでの取り組みを踏襲しながら、更に発展させる新たな計画として、「第2期芽室町男女共同参画基本計画（平成23年度～平成29年度）」を策定しました。

(2) 条例及び基本計画策定の経緯

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 平成15年2月 | 条例の検討に向けて、町民による「芽室町男女共同参画懇話会」を設置。 |
| 平成15年12月 | 懇話会から町に対して「条例素案」を提出。 |
| 平成16年3月 | 町議会で条例可決。 |
| 平成16年4月 | 「芽室町男女共同参画推進条例」施行 |
| 平成16年7月 | 「芽室町男女共同参画審議会」設置 |
| 平成17年4月 | 「第1期芽室町男女共同参画基本計画」開始 |
| 平成23年4月 | 「第2期芽室町男女共同参画基本計画」開始 |

第2章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的

*男女共同参画社会の実現のための基本的な考え方と取組みを示すための計画であり、町、町民、事業者など、地域が一体となり取組むための施策を明らかにし、自主的かつ具体的な行動を推進していくための指標とするものです。

(2) 計画の期間

*第4期芽室町総合計画の最終年に合せ、平成23年度～平成29年度（7年間）とします。

(3) 計画の性格

*「基本目標」と「方針」、「施策」を示し、長期的かつ総合的に、町民、事業者等と行政が協力して推進を図っていくものです。

*国、道の法令および芽室町男女共同参画推進条例の基本理念に基づき策定します。

*第4期芽室町総合計画および各種計画との整合性を図りながら策定します。

*計画の策定及び変更にあたって「芽室町男女共同参画審議会」の提言や町民等からの意見を尊重します。

*計画の推進状況や社会情勢の変化また、町民ニーズに対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の構成

*以下3つの「基本目標」で構成し、目標ごとの「方針」・「施策」を記載しています。

基本目標Ⅰ 基本的人権を基盤とした男女共同参画の「意識づくり」

基本目標Ⅱ 男女が共に生き生き暮らせる「環境づくり」

基本目標Ⅲ 男女共同参画による「まちづくり」

《芽室町男女共同参画基本計画の体系図》

基本目標

方針

施策

男女共同参画社会の実現をめざして



第3章 計画の内容

基本目標

I

基本的人権を基盤とした 男女共同参画の「意識づくり」

芽室町男女共同参画推進条例では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が等しく政治、経済、社会及び文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うこと」と定義しています。

理念の基本は、「基本的人権の尊重」であり、性別により差別されることなく、個人が選んだ生き方が尊重され、個性や能力を十分に発揮できる機会が確保され、喜びも責任も分かち合える社会の実現に向け町の姿勢を明らかにしています。

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、すべての人が差別を受けることなく、人権が尊重され生きる権利を保障されており、国もこの理念に基づき、男女共同参画に関する法律や制度の整備を進めています。

しかし、習慣やしきたりの中には、性別による固定的な役割分担を前提としたものが数多く残されており、我々の意識の中にも根強く残っていることが、男女の自分らしい生き方や能力を発揮する機会の妨げになることもあります。

また、性別による権利侵害は誰もが行ってはならない行為ですが、特に女性の人権を侵害する身体的、精神的な暴力などが問題となっています。あらゆる暴力を根絶するため、男女の人権尊重、性の尊重など暴力の予防と根絶に向けた社会の認識を徹底する必要があります。

職場等においても性差別の解消やワーク・ライフ・バランスを推進することで、男女共に働きやすい職場環境が確保され、企業活動の活性化も期待できます。

固定的な観念や意識が主体的な生き方を妨げたり、他人の生き方を制限したり、差別に結びつくことがなく、女性も男性も個人として尊重され、自分の意思と責任で自由な生き方が選択できる、多様な価値観を認め合える社会が求められます。

そのためには、法律や制度などの仕組みや環境を整えていくとともに、一人ひとりが意識を高めていくことが重要です。

家庭、学校、地域など、様々な教育の機会を通じて、「男だから、女だから」という性別による差別意識をなくし、一人の人間として尊重され、男女が互いに認め合い共に支え合う社会へ向け、基本的人権を基盤とした男女共同参画の意識づくりに努めます。

方針1 基本的人権を尊重する意識づくり

方針2 家庭における男女共同参画の意識づくり

方針3 学校における男女共同参画の意識づくり

方針4 地域における男女共同参画の意識づくり

*文中における波線の用語は、「用語解説」(P26)をご参照ください。

方針1 基本的人権を尊重する意識づくり

すべての人には誰にも侵すことのできない権利として、基本的人権が保障されています。しかし、家庭・地域・職場など社会のあらゆる場面において、男女の役割を決めつけるような考え方や制度・習慣が残されている場合もあり、それらが、男女平等を基本とする男女共同参画社会の実現を妨げている事も否めません。

また、女性や子どもの人権を尊重することは大変重要なことですが、社会全般では、性犯罪、性的虐待、売買春、メディア(インターネット等を含む)による人権侵害などが存在します。そうしたなか、国では、平成20年に配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律(DV防止法)を改正し、保護範囲を拡大するなど、法整備を進めています。

このような女性等への暴力は、男女の固定的な役割分担意識や社会的・経済的な力の格差などを助長する問題と言えます。

さらに、こうした環境は、女性や子どものみならず高齢者、障がい者などの弱い立場にある人々の人権が侵害される社会環境を生みだすことに連動しています。

このような問題の解決策の第一歩として、人権尊重と男女平等の意識づくりを進めます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(1) 男女が、性別により差別されることなく、人権が尊重されること。

第10条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を行うよう努めます。

施策1 人権を尊重する意識の確立

互いに尊重し合い支え合う地域社会の実現を目指して、すべての人の人権を尊重する意識づくりを進めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
人権尊重に関する広報・学習活動の充実	憲法をはじめ、女子差別撤廃条約や児童虐待防止法など人権尊重に関する法令、芽室町子どもの権利に関する条例等の周知・普及に努めます。 また、国・道などの関係機関が作成する男女共同参画への気運を高めるため啓発資料の収集・提供に努めます。	企画財政課 社会教育課 子育て支援課
人権擁護の推進	人権擁護意識の高揚を図るため、人権に関する相談窓口を広報誌等により周知し、相談業務の普及に努めます。	保健福祉課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

施策2 男女平等の意識づくりの強化

すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を発揮し、自分らしく生きていく社会を実現するため、男女平等意識の浸透を図る取組を強化します。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取組は国際社会の取組と連動し進められており、それらに対する理解を深めるよう努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
生涯学習と連携した男女平等教育の推進	家庭・学校・地域などで男女共同参画社会をめざした学習活動を進めます。	社会教育課
行政情報における性別役割分担意識を助長する表現への配慮	広報誌などの行政情報においては、男女の役割を固定的に扱うことのないよう配慮します。	企画財政課
国際理解に基づいた男女共同参画の推進	国際社会の取組に対する理解を深めるため、国際交流事業の推進や国内外の情報収集・提供のための図書購入に努めます。	企画財政課 社会教育課
男女平等意識浸透のための取組強化	広報誌などを活用し、町民にわかりやすく男女平等意識が浸透できるようにします。	企画財政課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(5) 男女が、互いの性を理解し、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる性と妊娠・出産に関する健康と権利が尊重されること。

第7条 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはいけません。

2 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはいけません。

3 誰もが、配偶者等のパートナーに対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはいけません。

施策3 暴力の根絶と性を尊重する意識の浸透

人権の確立のための障害となる、ドメスティック・バイオレンス、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性の商品化等のあらゆる暴力の根絶に向けて、男女が互いの性を尊重するよう、町民の意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携を図り問題解決に向け取り組みます。また、女性の人権尊重の視点から、「性と生殖に関する健康と権利」の定着・浸透、母性の重要性についての認識の浸透に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
女性への暴力根絶についての認識の浸透	女性の人権ホットラインの連絡先を広報誌で周知します。 DV被害に関するパンフレット等を保健福祉課窓口に備え付けます。 DV被害に関する相談や一時保護について、十勝総合振興局と連携を図ります。	企画財政課 保健福祉課
女性の人権と性を尊重する意識づくりの推進	性の商品化や売買春を防ぐための啓発活動、母性保護に関する情報提供、女性の健康についての自己決定権を保障する「性と生殖に関する健康と権利」の普及、世代を問わず性に関する意識の高揚に努めると共に、有害図書等の監視・環境浄化への対応を進めます。	社会教育課 保健福祉課

方針2 家庭における男女共同参画の意識づくり

家庭生活は、男女が共に尊敬し合い、支え合ってつくりあげていくものです。

近年、少子高齢化・核家族化や価値観の多様化が進む中で、これまで、主に女性が担ってきた家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共に担っていくために、男性の家庭生活への積極的な参画を促し、男女が共に自立し安心して生活するための、体験・実習の機会を充実させ、家庭生活と職業生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を推進します。

子供達の心身の成長や人間形成に大きな影響を及ぼす家庭においても、子供たちの様々な可能性を引き出せるような配慮が必要であり、固定的な性別役割分担の考え方を改めて見直し、性別にとらわれることなく、家族の一員として、お互いを尊重し、協力し合う意識づくりを進めます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、家庭生活と職場や地域などでの社会生活を両立できること。

施策1 男女の相互協力意識の醸成

男女が家族の一員として、お互いを尊重し、協力し合う意識の醸成を図る学習機会の充実と、男性が自らを生活者として認識する機会の充実を図り、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方から一歩進み、「生活」が「仕事」より優先するように、生活と仕事の調和をとりながら暮らすことの大切さについての啓発に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
人権尊重の意識に基づいた男女共同参画意識の形成	男女が共に家庭と仕事等を両立できる環境づくりを進めるために、固定的性別役割分担意識の是正に向けた各種講座の充実を図ります。 パパスイッチ事業による講演会の開催やお父さん料理教室などを実施し、意識の是正を図ります。	社会教育課 保健福祉課 子育て支援課
「個性」を尊重する意識の浸透	「個性」を尊重する意識の浸透に向けた各種講座の充実を図ります。	社会教育課
学習機会の充実	男性の家庭生活への積極的参画を目的とした講座や男女が共に参加する育児・介護講座など男女共同参画の視点による学習機会の充実を図ります。 パパママ教室の開催や、パパスイッチ事業の講演会などにより、学習機会の充実を図ります。	社会教育課 保健福祉課 子育て支援課
意識啓発の促進	家庭生活と調和した職業生活が行われるよう長時	企画財政課

	間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図るとともに、健康を確保しつつ、能力を十分に発揮できる働き方の啓発を進めます。	産業振興課
--	--	-------

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

施策2 性別に偏らない教育

家庭における大人の生活習慣や教育姿勢は、子供たちに強い影響を与えることから、人権尊重と男女平等の視点から子供を育てていくための学習機会の充実に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
男女平等意識を育む 子育ての推進	男女平等意識を育む育児講座、相談などの充実に努めると共に、保育士などへの情報提供、学習機会の充実に努めます。 妊婦相談や子育て支援センターの運営、子育ての木事業の中で、情報提供に努めます。	子育て支援課
家庭生活に関する男女平等教育の推進	子供の個性を尊重し、自立能力・男女平等意識を育むための情報提供や家庭教育講座の充実に努めます。 幼児家庭教育学級の支援を進めます。	社会教育課 子育て支援課

方針3 学校における男女共同参画の意識づくり

男女が互いに尊重し、協力し合える社会を担う次世代の町民を育てるためには、学校教育の果たす役割は大きなものがあります。

学校教育のさまざまな機会を通して、個性を尊重し、慣習化された男女の役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤とした男女平等意識と相互協力意識を育み、暴力の被害者または将来の加害者となることを防ぐとともに、教職員も、男女共同参画社会に対する理解を一層深めることが求められます。

また、児童・生徒が命の大切さを理解し、自覚と責任を持った行動がとれるよう、人権尊重を基盤とした性に関する教育も求められます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

施策1 男女共同参画の視点による学校教育の推進

基本的人権の尊重を基盤とした男女平等についての理解を深め、子供たちが、個性と能力を伸ばし、協力し合うことができるよう、学習指導の充実と教職員の研修活動の拡充に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
人権尊重、男女平等、相互協力についての指導の充実	学習指導要領に基づき、男女共同参画の視点による学習の充実に努めます。	学校教育課
進路指導の充実	子供たちの個性と能力を生かした進路・職業の選択ができるよう指導に努めます。	学校教育課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

施策2 性教育の充実

児童・生徒がその発達に応じて、命の大切さを理解し、男女が互いに尊重する意識を育み行動できるよう、性に関する医学的な知識の学習を行うとともに、性と健康に関する相談などの充実に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
人権尊重に基づいた性教育の推進	性教育を通じてお互いの性と健康を学び、自分を大切に人も大切にしていこうという意識の高揚を図ると共に、エイズや性感染症等に関する正しい知識を持ち理解を深めるよう努めます。	学校教育課
	赤ちゃんふれあい体験事業を通して、男女がお互いを尊重する意識が育まれるよう努めます。	子育て支援課
相談窓口の充実	相談窓口や生徒指導の充実に努めます。	学校教育課
教職員研修等の充実	性に関する教育や指導・相談技術の向上のための、研修等の充実に努めます。	学校教育課

方針4 地域における男女共同参画の意識づくり

誰もが生き生きと安心して暮らせる、豊かで活力に満ちた芽室町を築いていくためには、最も身近な暮らしの場である地域社会においても、男女が共に参画して社会の発展やまちづくりを推進していく必要があります。

高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身世帯の増加等の様々な変化により、地域における町内会活動などは男女が共に担わなければ立ち行かなくなる状況であるにもかかわらず、男女の役割分担意識に基づく「習慣」、「慣行」が根強く残っており、活動の場が男女で偏っていたり、運営の方針や決定過程における女性の参画が少なかったりという現状があります。

地域社会においても、さまざまな世代が男女共同参画を認識し、生涯にわたって男女共同参画に関する学習機会の提供を通じて、共に学び、活動する意識づくりを進めます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

施策1 生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の提供

男女共同参画に関する課題の解決のため、男女の意識改革のための学習とそれに伴う実践活動が重要となっています。

人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女が主体的に多様な選択ができるようにするとともに、女性の能力や活力が引き出せるよう、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習の環境を整え、学習機会の提供と充実を図ります。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
男女共同参画意識の高揚	国の「男女共同参画週間」等と連動した講演会等の開催による啓発活動に努めます。	企画財政課
各種セミナーの開催	企業・各種団体などとも連携しながら、各種講座・研修会などを開催し、男女共同参画意識の高揚に努めます。	企画財政課 社会教育課
情報の収集・提供	男女共同参画についての施策、諸問題、法制度などの各種情報を収集し、広報誌など様々な方法を活用し情報提供に努めます。 また、関係行政機関からの男女共同参画に関する情報、関係図書等を収集し、広く町民に提供できるよう努めます。	企画財政課 社会教育課
女性団体の育成、自立とネットワークづく	研修機会の提供など女性団体の育成と自立に努めるとともに、世代を越えた団体間のネットワーク	企画財政課 社会教育課

り	づくりを促進します。	
学習機会の充実	女性の学習機会の充実と、女性リーダーの養成に努めます。 また、参加しやすいよう必要に応じて託児を設けます。	企画財政課 社会教育課

男女が共に生き生き暮らせる「環境づくり」

少子高齢化や家族形態の多様化など、私達の生活をめぐる環境が変化する中で、家庭や職場、地域社会において、男女が平等に参画し共に責任を担うことにより、ワーク・ライフ・バランスのとれた豊かな暮らしが可能となります。

平成22年に育児・介護休業法が改正され、子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現など、家庭と仕事の両立を支援する施策が強化されつつありますが、世帯規模の縮小や高齢化など家族を取り巻く環境の変化が、家庭の持つ育児、介護機能の低下を招いている中で、依然として、家族の育児、介護の負担も大半は女性が担っている状況にあります。

また、多くの女性があらゆる分野で仕事に就いていますが、働く場においても男女が対等なパートナーとして参画できる環境であるとは言いがたい状況です。

このことから、男女には共に家庭や社会における責任があり、性別により初めからその役割が決められているものではないことを理解し、互いに尊重し助け合い、社会のあらゆる活動において男女が対等な構成員として共に参画する機会が確保されることが大切です。

男女平等参画社会の実現に向け、あらゆる分野への女性の参画促進や、男女の家庭生活、職業生活、地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援など、男女が共に家庭と社会における責任を担い、女性を取り巻く労働状況の改善や職業能力の開発をはじめ、これまで仕事中心だった男性の働き方の検討を含めた労働環境の整備や福祉の充実と健康の増進など、誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくりに努めます。

方針1 男女が共に支え合う家庭環境づくり

方針2 男女が共に働きやすい環境づくり

方針3 心身ともに健康に暮らせる環境づくり

方針1 男女が共に支え合う家庭環境づくり

近年、少子高齢化や核家族化、女性の社会進出など、ライフスタイルが多様化するなかで、従来の家事・育児・介護は女性の役割といった考え方にとらわれず、男性もその役割を担うことが求められています。

しかし、現実には、依然として女性が、家事や育児、介護などを担っている状況です。

男女共同参画社会の実現に向けて、出発点となる家庭においてこそ、固定的役割分担についての意識改革を図るとともに、職場中心の生活を改め、家庭生活と職業生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を実現することが大切であり、男女が対等の立場で互いを尊重し、家事、育児、介護などを支え合いながら協力して行うとともに、社会全体でそれらを支える環境づくりを進めます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

施策1 子育て支援体制の充実

男女共同参画の視点から、仕事と育児の両立を可能とするための保育体制の整備や、在宅で子育てする親の不安や悩みに対処するための相談窓口の充実を図るとともに、子供の虐待防止など子育てを社会全体で支える環境づくりに努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
子育て支援体制の整備	農村保育所の運営、認可保育所における保育時間の延長等の特別保育事業、育児サポート事業、子育て支援センターの充実、地域の子育て支援活動への支援など、父母が安心して子育てに取り組める体制づくりに努めます。	保健福祉課 子育て支援課
	公民館講座、文化講演会、家庭教育講座等の各種セミナー開催に伴ない、必要に応じて託児を設け子育て期の親の学習を支援します。	社会教育課
保育体制の充実 放課後の居場所づくり	子どもの居場所確保のため子どもセンター（学童保育、児童館）の整備など、必要に応じた保育体制の充実に努めます。	子育て支援課
児童虐待防止対策の充実	「要保護児童対策地域協議会」を設置・運営し、児童虐待の予防や早期発見・早期対応・再発防止のため関係機関との連携を強化します。	子育て支援課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

(4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、家庭生活と職場や地域などでの社会生活を両立できること。

施策2 介護支援体制の充実

男女が共に介護を担うことができ、家族や地域が支えあい安心して介護ができる、また、受けられるための老人福祉施策の充実に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
在宅福祉サービスの充実	地域包括支援センターとして、高齢者やその家族のための相談窓口を設置します。 また、男性を対象とした料理教室など、介護家族リフレッシュ教室を開催します。	保健福祉課
介護サービス事業の充実	より充実した介護が受けられるよう老人ホームやグループホームなどの充実に努めます。	保健福祉課
障がい者福祉サービスの充実	グループホームの運営など障がい者のための福祉サービスを充実します。	保健福祉課
町民ボランティア活動の推進	ボランティア団体が活動しやすいようにボランティアセンターの運営を推進します。	保健福祉課

方針2 男女が共に働きやすい環境づくり

近年、女性の社会進出が進み、労働力に占める女性の割合が増加する中、ライフスタイルの変化に合わせて多様な働き方を望む人が増えており、労働の場においても男女が対等なパートナーとして参画できる環境をつくっていくことは、男女共同参画社会の実現のための主要な課題です。

しかし、職場における女性の雇用環境については、平成19年に男女雇用機会均等法が改正され、性差別禁止の範囲が拡大し、平成22年には育児・介護休業法が改正され、家庭と仕事の両立支援が強化されるなど、法的には整備・充実されつつあるにも関わらず、近年の経済・雇用状況の厳しさもあり、女子学生の就職難や男女の賃金格差など女性を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。また、働く権利を侵害し、職場環境を悪化させるセクシャル・ハラスメントも深刻な問題となっています。

農業や商工業などの自営業では、女性は家族従事者として重要な役割を果たすケースも多くなっていますが、その役割が正しく認識され、経営参画を促進することが求められます。

男女が対等なパートナーとして、個人の能力を十分に発揮し、生き活きと働くことができる職場環境づくりに向けて、家庭生活と職場生活を両立できる就業環境の整備などについて、企業の理解と協力を求めるとともに、女性の職業能力開発のための各種講座の開催など、男女が共に働きやすい環境づくりに努めます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

施策1 職業能力の開発と就業支援

就業機会の拡大と多様な働き方ができるように各種講座などを実施するとともに就業情報の提供を図ります。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
各種講座の開催と充実	男女の自発的な職業能力の開発・育成の取組や経営参画に必要な技術の取得、育児後の再就職に向けた職業能力取得のための各種講座の開催について、関係団体と協力して実施していきます。	社会教育課 産業振興課
就業情報の提供	雇用相談に関する窓口を設置し、就業情報の提供を図ります。	産業振興課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

施策2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

国・道・事業主・労働者団体などと連携を深めながら、関係法令の周知に取り組むなど、労働の場における男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
就業に関する法令の啓発	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など就業に関する関係法令の周知に努めます。	産業振興課
セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメントの内容周知を図り、意識改革に向けての啓発を進めるとともに、雇用の場における差別の解消や労働条件の向上のための啓発に努めます。	産業振興課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

施策3 農業や商工業など自営業における男女共同参画の促進

生産・経営の担い手として幅広い技術を取得するための研修会の充実を図ります。

また、地場産品を活用した特産品の開発や起業を目指す女性への情報提供など、地域の活性化のための活動を促進します。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
農業における男女共同参画の促進	生産・経営参画に向けた技術を取得するための研修会の充実、特産品の開発など女性グループの起業化に向けた情報提供などに努めます。また、女性の対等なパートナーとしての経営参画や地位を確立するための家族経営協定の普及や、農村女性の取組を支援します。	産業振興課 農業委員会
商工業など自営業における男女共同参画の促進	生産・販売・経営参画に向けた技術を取得するための研修会の充実、女性団体活動の促進や女性の起業に向けての情報提供などに努めます。また、労働環境の整備についての啓発に努めます。	産業振興課

方針3 心身ともに健康に暮らせる環境づくり

誰もが、その個性と能力を活かし、心豊かで健康に暮らすためには、福祉の充実や健康増進に向けた取組など、援助を必要とする人を地域社会全体で支えていく体制を整備していく必要があります。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の健康上の問題があり、生涯を通じた保健施策や少子化が進む中で、子どもを産み育てる環境が重要な課題であることから、母子のための保健施策が必要です。

また、家族形態の多様化により、増加しているひとり親家庭を社会全体で支援していくことが求められます。

誰もが、生き生きと安心して暮らせるまちづくりのために、保健福祉施策の充実に努めます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(5) 男女が、互いの性を理解し、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる性と妊娠・出産に関する健康と権利が尊重されること。

施策1 女性の心と体の健康増進と相談体制の充実

自らの意思により健康保持・増進に努める意識の高揚とともに、健康管理や予防のための健康診査・相談、健康教室の開催など総合的な保健施策の充実に努めます。

また、安心して出産・育児ができるよう妊産婦・乳幼児健診や相談の充実に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
健康診断など予防対策の充実	病気の早期発見・早期治療のため各種健康診査や相談体制、ワクチン接種、女性特有のがん検診など、予防対策の充実に努めます。	保健福祉課 子育て支援課
健康づくり事業の充実	健康的な生活習慣の普及・定着に向けた生活習慣改善のための教室開催、栄養相談など、健康増進に対する意識の高揚と健康づくり事業の充実に努めます。	保健福祉課 社会教育課
母子保健の推進	妊婦・乳幼児の健康診査・家庭訪問、育児相談など、母子のための健診・相談の充実に努めます。	子育て支援課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(1) 男女が、性別により差別されることなく、人権が尊重されること。

施策2 援助を必要とする人たちの自立支援

高齢者世帯をはじめ、ひとり暮らしや援助を必要とする人たちが地域で安心して、性別にとらわれず自分らしく暮らせるように、多様なニーズに対応した福祉施策の充実に努めるとともに、ひとり親家族が、心理的・経済的に自立し、安定した生活が可能となるように支援します。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
高齢者生きがい対策の推進	高齢者の技能・経験を活かせる、就労の場を確保するため、シニアワークセンターが円滑に運営を図ることができるよう支援するとともに、老人クラブ活動の支援や高齢者学級を開催し、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境整備に努めます。	保健福祉課 社会教育課
高齢者の機能訓練・介護予防等の推進	高齢者の自立に向けて、機能訓練教室や高齢者体力増進教室、脳活性化などの介護予防に向けた取	保健福祉課

	組を推進します。	
障がい者の地域生活支援	障がい者が住み慣れた地域で社会的に自立できるための作業訓練などの支援に努めます。	保健福祉課
安定した生活確保に向けた心理的・経済的支援	就業や育児・教育に関する相談や各種制度の周知など、ひとり親家庭への心理的・経済的支援に努めます。	保健福祉課 学校教育課 社会教育課

基本目標

Ⅲ

男女共同参画による「まちづくり」

誰もが住みよい町を築くためには、男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野で共に責任を担っていくことが求められます。

そのためには、社会制度や慣行が男女の生き方の選択に及ぼす影響は中立でなくてはなりません。

しかし、政策や方針決定の場における女性の参画は依然として少なく、地域社会でも意思決定にかかわる重要事項は男性中心に決められるなど、女性の意見が反映されにくい状況があります。

男女が共にさまざまな分野に参加するとともに、政策や方針決定の場に参画する機会が確保されることは、誰もが暮らしやすい社会を築く上で重要な課題です。

家庭・職場・地域などで、女性、男性に偏らない体制をつくり、これからの社会の基本となる仕組みづくりを町民と行政との協働で進め、男女が共に参画するまちづくりの実現に努めます。

そして、女性と男性、住民と行政が共通した認識に立ち、男女共同参画による地域活動を通じて、地域におけるさまざまな課題に取り組む、そうしたパートナーシップによる地域づくりを進めます。

方針1 意思決定過程への男女共同参画の推進

方針2 地域一体での男女共同参画社会の実現

方針1 意思決定過程への男女共同参画の推進

本町における各種審議会等の女性委員数はここ数年増加し、平成21年3月末現在で41.9%となっていますが、政策・方針の決定過程などの重要な場において、女性の声が十分に反映されているとは言い難い状況にあります。

町民の半数以上が女性（平成22年12月末現在：男9,316人・女10,057人）であり、政策の影響を受けるのも女性の方が多くなります。町政に男女の意見がバランスよく反映されることが、男女共同参画社会の基本であり、政策・方針決定過程への女性の参画の機会が確保されることが必要です。

また、町内会などの地域活動、農業・商業などの経済活動、PTA活動などの社会活動等でも主要ポストは男性といった状況が多く見られます。

多様な価値観に立ったまちづくりが求められる中、女性が男性とともに、個性と能力を發揮し、政治や経済をはじめあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策・方針決定の場に共に参画し、意見や考え方を反映させていけるよう、女性自身の意識改革と人材の発掘・育成に努めます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、大事な意思決定の場などに参画する機会が確保されること。

施策1 審議会等への女性の参画促進

女性が政策・方針決定の場に参画する機会が確保されるよう、審議会等への積極的登用や登用状況の調査、行政に関する関心を高めるための情報発信などに努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
女性委員の登用拡大	審議会等における女性委員の割合は 40%以上を維持し、 <u>積極的改善措置</u> により男女の均等を図るよう努めます。	企画財政課
参画意識の高揚と人材育成	めむろまちづくり参加条例に基づく各種審議会等への傍聴促進、行政情報の発信、女性の意見を積極的に聴く機会の充実など、女性の参画意識の高揚を図るとともに、各種団体等の男女共同参画に関する自主的取組に対する支援に努めます。	企画財政課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、大事な意思決定の場などに参画する機会が確保されること。

施策2 社会のあらゆる分野での役職等への女性の登用拡大

女性の役職等への積極的な登用や方針決定過程への参画機会の確保を団体等に働きかけるとともに、人材育成に向けての研修などの充実に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
各種団体等への働きかけ	企業、農業、自営業・各種団体等に女性の役職等への登用拡大や方針決定過程への参画機会の確保について理解と協力が得られるよう働きかけます。	企画財政課 産業振興課
人材育成と研修機会の充実	企業、農業、自営業・各種団体等で男女が対等なパートナーとしての役割を担い、能力を發揮でき	企画財政課 社会教育課

	る様に関係者と共に人材育成や研修機会の充実を図ります。	産業振興課
--	-----------------------------	-------

方針2 地域一体での男女共同参画社会の実現

「芽室町男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を推進するための6つの基本理念を定め、町、町民、事業者等の役割を明らかにし、地域が一体となって男女共同参画社会を目指すことを明記しており、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、町、町民、事業者等が自らの責務を自覚し、相互の協力により取組むことが求められます。

男女共同参画社会の実現のために、あらゆる分野で協力する連携体制や各施策が有効に機能するようなシステムの整備に努めます。

【芽室町男女共同参画推進条例】

第4条4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者等、国、北海道及び他の自治体と協力して取組みます。

施策1 町民と共に計画を推進

各施策を計画的に推進するために、広報活動等を通して条例・計画の普及啓発に努め、町民の意識の高揚を図り、お互いに理解、協力して推進する体制を整え、計画の推進に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
条例・計画の普及啓発	条例・計画の内容等について情報提供を進めます。	企画財政課
計画の進行管理	計画の進行状況および成果をとりまとめ、町民に公表するとともに、「芽室町男女共同参画審議会」において事業内容の再点検を行います。	企画財政課
計画の推進に取り組む各種団体への支援	計画の推進など男女共同参画を進める活動を行う団体との連携を図り、その活動を積極的に支援します。	企画財政課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、大事な意思決定の場などに参画する機会が確保されること。

施策2 男女共同の視点に立つまちづくりへの参加促進

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域住民同士の関わり方にも新しい意識が求められます。

男女がそれぞれの生き方や暮らしを尊重しながら、誰もが住みやすい社会を実現するため、男女共同参画による地域活動を通じて、そこに住む人々の協調と連携の意識を育て、コミュニティ活動やボランティア活動などへの参加を促進します。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
コミュニティ活動への参加の促進	町民が共にふれあい、助け合い、連帯感を高めながら、地域づくり活動を進めるため町内会活動や地域組織活動への積極的な参加を進めます。	企画財政課
ボランティア活動への参加の促進	ボランティア活動への参加を促すための意識の醸成と学習機会の充実を図るとともに、ボランティアを必要としている人を把握し、結びつける調整機能を充実させます。	保健福祉課
生涯学習活動への参加の促進	生活向上、職業能力の向上、自己実現を目指し、自発的に学んだことがまちづくりに生かされる生涯学習活動への積極的な参加を進めます。	社会教育課

【芽室町男女共同参画推進条例】

第4条3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備し、財政上の措置を行うよう努めます。

施策3 庁舎内推進体制の強化

各施策を計画的かつ効果的に推進するため、全庁的な連絡調整を図りながら、総合的かつ計画的に取り組むとともに、男女共同参画社会実現の推進者として、町の体制の整備や職員の意識改革に取組み、積極的に男女共同参画の実現に努めます。

施策の基本的方向	施策の内容	主な担当課
庁舎内における男女共同参画の推進	男女共同参画意識を高めるための研修活動、男女が対等に能力が高められる人材育成などの充実、性別で差別しない適材適所への人事配置など、男女共同参画を推進する体制の整備に努めます。	総務課
庁舎内連絡体制の整備	各施策を計画的かつ効果的に推進するため、担当課を中心とした連絡調整体制の整備に努めます。	企画財政課

用語解説

《性別による固定的な役割分担》

一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、性別により始めからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することを言い、個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視されています。

《ワーク・ライフ・バランス》

「仕事と生活の調和」。町民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

《ドメスティック・バイオレンス》

夫婦間や恋人間など密接な関係にある人々の間におきる暴力のことを言います。これには、殴る、蹴るといった身体的暴力、言葉などによる精神的暴力、性的暴力があります。

《デートDV》

ドメスティック・バイオレンスの中でも、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力のこと。

《セクシュアル・ハラスメント》

相手の意に反した性的な言動により、当該者の就業等の環境を害して不快な思いをさせることまたは性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいいます。（芽室町男女共同参画推進条例より）

《性と生殖に関する健康と権利》（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

女性の体や性に関する問題を、健康と人権という観点から保障しようとするものです。女性の健康の確立に向けて、いつ、何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、望まない妊娠や性感染症の予防といった意味での安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産などが含まれます。

思春期、更年期を含めた女性の生涯にわたる健康が基本的人権として保障され、女性自らの意思で健康の自己決定権を尊重する考え方です。

《積極的改善措置》

社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、必要な範囲で、その性に対して積極的に参画する機会を与えることをいいます。（芽室町男女共同参画推進条例より）

参 考 資 料

男女共同参画社会の実現に向けた世界・国・北海道の動き

芽室町男女共同参画推進条例について

まちづくりに関する住民意識調査結果
(男女共同参画関係抜粋)

男女共同参画社会の実現に向けた世界・国・北海道の動き

1) 世界の動き

◆国際婦人年／1975年（昭和50年）

国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定めるとともに、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の十年」に位置付けし、同年、初めての世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」の3つの目標を実現するために加盟各国が採るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択されました。このことが契機となり、女性の地位向上や男女平等をめざした取組みが盛んになりました。

◆女子差別撤廃条約署名／1980年（昭和55年）

「国連婦人の十年」に関する取組みの大きな流れの中で、1979年（昭和54年）に国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、翌年の「国連婦人の十年中間年世界会議」で署名式が行われました。この条約は、その後の女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた取組みを各国で具体化していくための基盤となりました。

◆ナイロビ将来戦略採択／1985年（昭和60年）

ナイロビで開催された「国際婦人の十年ナイロビ世界会議」において、「国連婦人の十年」の成果を評価し今後の課題解決のために、西暦2000年に向けた「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

◆女性に対する暴力撤廃宣言／1993年（平成5年）

国連世界人権会議において「女性の権利は人権である」ことが確認されるとともに、同年の国連総会で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」では、女性に対する暴力は重大な人権侵害であると位置付けられ、翌年の国際人口・開発会議では「性と生殖に関する健康と権利」が提唱されるなど、「女性の人権」に対する考え方がより強いものとなりました。

◆第4回世界女性会議（「北京宣言及び行動綱領」採択）／1995年（平成7年）

北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「女性のエンパワーメント」をキーワードに「ナイロビ将来戦略」の評価と見直しを行い、21世紀に向けての指針となる「行動綱領」が採択されました。この行動綱領は「女性の健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」などの12の重大問題領域において各国政府が取組むべき行動が示されました。

◆女性2000年会議／1995年（平成7年）

ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」において、北京行動綱

領の実施状況を評価・検討し、今後に向けた取組みとして「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や啓発活動の実施、男性が持っている固定的な性別役割分担意識の見直しなどが盛り込まれました。

◆国連『北京+10』世界閣僚級会合開催／2005年（平成17年）

1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）から10年目にあたることを記念し開催されました。

◆第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）／2010年（平成22年）

第4回世界女性会議（北京会議）から15年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。

2) 国の動き

◆国内行動計画策定／1977年（昭和52年）

我が国においても、「世界行動計画」の内容を国内政策に取り入れるため、総理府内に「婦人問題企画推進本部」を設置し、女性の地位向上のための国内本部機構を整え、向う10年間の女性に関する行政の課題や施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

◆女子差別撤廃条約批准／1985年（昭和60年）

「女子差別撤廃条約」に署名し、「男女雇用機会均等法」などの男女平等に関する法律、制度面での整備を進め本条約を批准しました。

◆新国内行動計画策定／1987年（昭和62年）

「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、21世紀に向けての長期的展望にたった施策の基本的方向が示されました。

更に、1991年（平成3年）には新国内行動計画の第一次改定を行い、21世紀の社会はあらゆる分野から男女が共同して参画することが不可欠であるという認識の下に「男女共同参画型社会」を目指すことにしました。

◆男女共同参画2000年プラン策定／1996年（平成8年）

「北京行動綱領」を受けて、新国内行動計画を見直し「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。この計画では、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直すことを重視しました。

◆男女共同参画社会基本法施行／1999年（平成11年）

「男女共同参画社会基本法」を施行し、「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に

発揮できる豊かな社会」（男女共同参画社会）の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付け、その実現を目指し「男女の意識改革」と「社会システムの整備」を総合的かつ計画的に推進するために、5つの基本理念を掲げ、行政と国民の果たさなくてはならない役割や施策の基本となる事項を定めました。

◆**男女共同参画基本計画策定／2000年（平成12年）**

「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」を策定。「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」など11の重点目標を定めました。

◆**男女共同参画局設置／2001年（平成13年）**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）公布、施行。女性に対する暴力のうち、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を規定しました。

◆**「改正育児・介護休業法」施行／2005年（平成17年）**

育児休業及び介護休業の対象が拡大されました。

◆**「男女共同参画基本計画（第2次）」策定／2005年（平成17年）**

「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定。「新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」など12の重点目標を定めました。

◆**「改正男女雇用機会均等法」施行／2007年（平成19年）**

「性別を理由とする差別の禁止」や「セクシャルハラスメントの防止」などについて、強化されました。

◆**「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定／2007年（平成19年）**

関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け官民一体となって取り組み始めました。

◆**「改正配偶者暴力防止法」施行／2007年（平成19年）**

「保護命令制度の拡充」など、同法に関する取り組みが強化されました。

◆**「男女共同参画基本計画（第3次）」策定／2010年（平成22年）**

「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画（第3次）」を策定。「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点目標を定めました。

3) 北海道の動き

◆北海道婦人行動計画策定／1978年（昭和53年）

国の「国内行動計画」を受けて、婦人の福祉の向上と社会参加を促進し、生きがいを持って行動できる社会を実現するため、「北海道婦人行動計画」が策定されました。

◆北海道女性の自立プラン策定／1987年（昭和62年）

女性の自立と社会参加を促進するため、各ライフステージの課題ごとに、女性自らの努力を促し、地域・職場での取組みを示すとともに、これらを支える行政の役割や方策を明らかにした「北海道女性の自立プラン」が策定されました。

◆道立女性プラザ設置／1991年（平成3年）

女性の自立と社会参加を促進するため、情報機能を中心に多様な学習、交流の機会を提供するとともに、文化・健康づくり、相談などにも活用される全道的実践活動の拠点として「道立女性プラザ」が設置されました。

◆北海道男女共同参画プラン策定／1997年（平成9年）

男女が共に参画する社会の形成をめざし、「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

◆北海道男女平等参画推進条例制定／2001年（平成13年）

国が制定した男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の一層の推進を図るため、「北海道男女平等参画推進条例」が制定されました。

更に、2002年（平成14年）には同条例に基づく、男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

◆第2次北海道男女平等参画基本計画策定／2008年（平成20年）

「北海道男女平等参画推進条例」に基づき「第2次北海道男女平等参画基本計画」を策定。「多様なライフスタイルを可能にする環境の整備」など3つの目標を定めました。

芽室町男女共同参画推進条例について

条例の構成と仕組み

◆この条例は、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の役割を明らかにして、地域が一体となり男女共同参画を推進するための総合的な仕組みを定めたもので、「前文」と「全19条」で構成されています。

【前 文】

芽室町での男女共同参画の取組みの経緯や現状認識、決意等について定めています。

【第1章】「第1条～第7条」

基本理念や責務など条例全体に関わる基本的な考え方を定めています。

【第2章】「第8条～第14条」

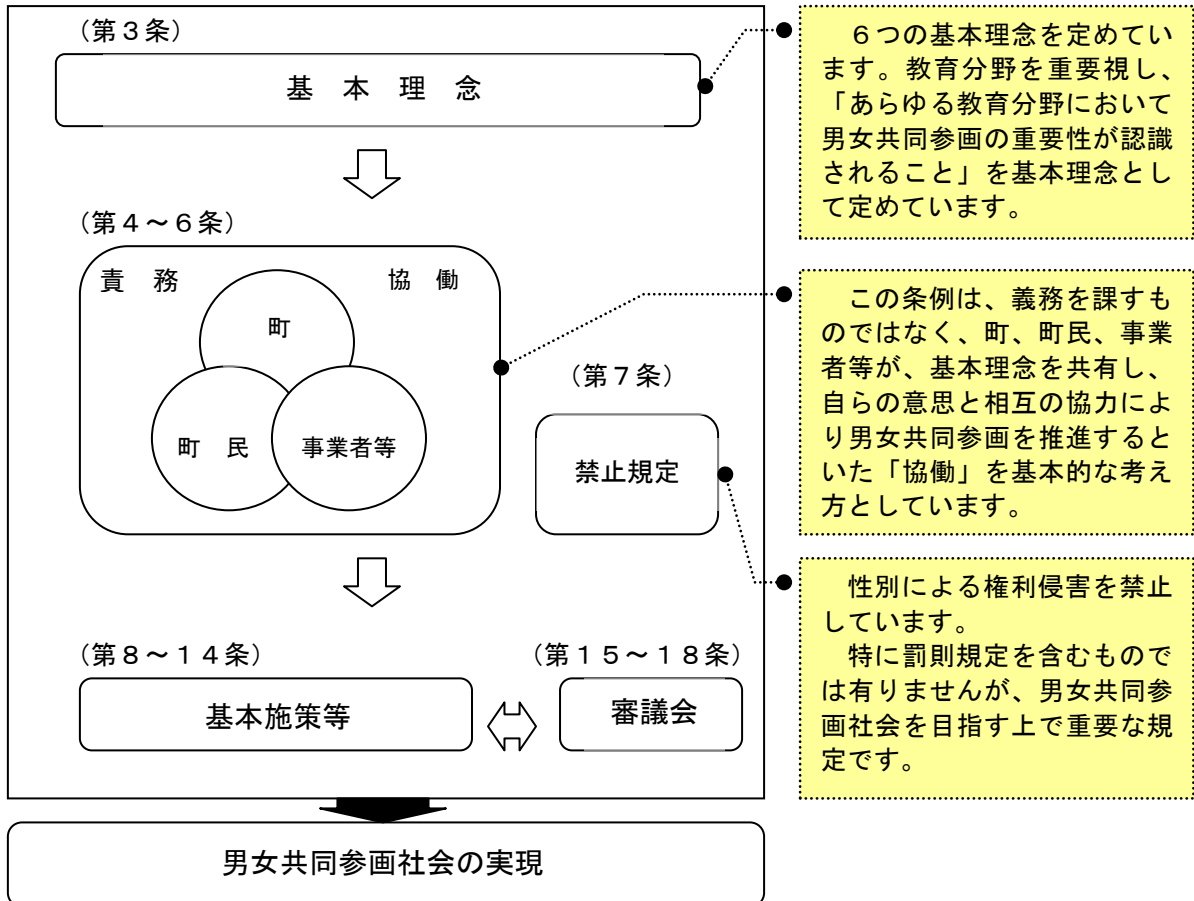
男女共同参画を推進するための町の基本的な施策の内容を定めています。

【第3章】「第15条～第18条」

男女共同参画を推進する総合的な仕組みの一つとして「審議会」の設置を定めています。

【第4章「第19条」】

委任について定めた雑則です。



● 6つの基本理念を定めています。教育分野を重要視し、「あらゆる教育分野において男女共同参画の重要性が認識されること」を基本理念として定めています。

● この条例は、義務を課すものではなく、町、町民、事業者等が、基本理念を共有し、自らの意思と相互の協力により男女共同参画を推進するといった「協働」を基本的な考え方としています。

● 性別による権利侵害を禁止しています。特に罰則規定を含むものでは有りませんが、男女共同参画社会を目指す上で重要な規定です。

条例全文

芽室町男女共同参画推進条例

(前文)

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、わが国は男女平等の実現に向けた取組を国際社会における取組と連動し進め、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

芽室町においても、第3期芽室町総合計画で男女共同参画社会づくりを目標にし、男女ともに自立した、一人ひとり個性を尊重し合う社会の実現に向けて、特に女性が施策、方針の決定の場など社会の全ての分野に参画できる社会環境の整備を進めてきました。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在し、多くの町民が家庭、地域、職場において男女間の不平等を感じている状況があります。さらに、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題も実在しています。

今、少子高齢化など私たちの生活をめぐる環境の急激な変化への対応や地方分権に伴う住民参加のまちづくりが求められる中、誰もが生き活きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた芽室町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

ここに、私たちは、地域が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにして、町の施策の基本となる事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が等しく政治、経済、社会及び文化的利益を受け、ともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、必要な範囲で、その性に対して積極的に参画するための機会を与えることをいいます。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、当該者の就業

等の環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいいます。

- (4) 事業者等 町内において公私の団体を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う者及び町内会などの団体をいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、人権が尊重されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、大事な意思決定の場などに参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、家庭生活と職場や地域などでの社会生活を両立できること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる性と妊娠・出産に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的に実施します。

- 2 町は、その他の施策の策定、実施に当たっても、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮します。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備し、財政上の措置を行うよう努めます。
- 4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者等、国、北海道及び他の自治体と協力して取組みます。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めます。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動等を行うに当たり、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女の対等な参画機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職場生活と家庭生活などを両立して行うことができる就業環境の整備など、男女共同参

画を推進するよう努めます。

2 事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってははいけません。

2 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってははいけません。

3 誰もが、配偶者等のパートナーに対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってははいけません。

第2章 基本施策等

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するに当たり、あらかじめ、芽室町男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかに公表します。

(町の審議会等における積極的改善措置)

第9条 町は、町の審議会などの委員を任命する場合には、積極的改善措置を行うことにより、男女の均等を図るよう努めます。

(町民及び事業者等の理解を深める啓発活動)

第10条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を行うよう努めます。

(町民及び事業者等の活動に対する支援)

第11条 町は、町民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する取組みに対し、情報提供、人材育成などの必要な支援を行うよう努めます。

(町民等からの申出)

第12条 町民及び事業者等は、男女共同参画を阻害すると思われることや推進するために必要と思われることがある場合は、町長に申し出ることができます。

2 町長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めます。

(年次報告)

第13条 町長は、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書等を作成し、公表します。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な事項について情報の収集、調査及び研究を行います。

第3章 芽室町男女共同参画審議会

(設置)

第15条 男女共同参画の推進を図るため、芽室町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、町長の諮問に応じ、次の事項を調査、審議します。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、町長に意見を述べることができます。

(組織等)

第16条 審議会は、町長が委嘱する委員15人以内で組織し、委員の一部は、公募した町民の中から委嘱します。

2 委員の選任は、男女の構成比が同数となるよう努めます。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げません。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選することとします。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとします。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理することとします。

(会議)

第17条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となります。

2 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決まり、可否同数の場合は会長が決めることとします。

4 審議会は、公開とします。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理します。

第4章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は平成16年4月1日から施行します。

まちづくりに関する住民意識調査結果（男女共同参画関係抜粋）

○調査のあらまし

- （１）調査対象 町内に在住する 16 歳以上の男女
- （２）調査人数 700 人
- （３）抽出方法 年齢、性別のバランスを考慮し、無作為に抽出
- （４）調査方法 調査票を送付し、返信用封筒により提出（無記名）

○問 芽室町は「性別に関係なく社会進出（参加）できるまち」だと思いますか？

下のグラフは、設問に対して「思わない」「どちらかというと思わない」と回答した人の割合（H18～H21）です。

平成 21 年度までは女性が男性を上回っていましたが、平成 22 年度は男性が女性を上回りました。

(%)

